



# Hong Kong Tax Alert

21 November 2023

2023 Issue No. 14

## IRDによる裁判所の承認を必要としない合併及び特定資産の承継に関する税法についての説明

内国歳入局(以下、「IRD」)は2023年11月、実務解釈指針第63号(以下、「DIPN 63」)<sup>1</sup>を公表し、税法上のさまざまな条項をどのように解釈するかについて説明しています<sup>2</sup>。

上記の税法は、2021年6月11日以降に行われる適格合併に適用されますが、実際上、IRDが21年6月11日以前に発生した適格合併に対して適用していた暫定的な査定実務慣行が明文化されたものです。当該査定実務慣行については、DIPN 63の別添1に記載されています。

注目すべき点として、DIPN 63には、合併会社が合併後、被合併会社が合併以前に行っていた事業を変更又は拡大した場合、合併会社が被合併会社の「同一事業」を承継する合併会社と見なされる場合について、追加の設例が含まれています。「同一事業」要件を満たすかどうかは、合併前に生じた被合併会社の税務上の欠損金を合併後に利用できるかどうかを決定する上で極めて重要です。

このタックスアラートでは、DIPN 63における税法上の主な解釈をご紹介します。上記についてご質問がある場合、ご担当の税務専門家にご相談ください。

---

注記:

1. [「DIPN 63 \(ird.gov.hk\)」、香港内国歳入局、\[www.ird.gov.hk/eng/pdf/dipn63.pdf\]\(https://www.ird.gov.hk/eng/pdf/dipn63.pdf\)\(2024年1月15日アクセス\)](https://www.ird.gov.hk/eng/pdf/dipn63.pdf)
2. [「2021年度内国歳入法改正法\(雑則\)」、香港政府、\[www.elegislation.gov.hk/hk/2021/18/en\]\(https://www.elegislation.gov.hk/hk/2021/18/en\)\(2024年1月15日アクセス\)](https://www.elegislation.gov.hk/hk/2021/18/en)

## 会社法(Cap.622)(以下、「CO」)に基づく裁判所の承認を必要としない合併

2014年3月3日より、COのパート13のディビジョン3にて、香港で設立され、株式会社かつ完全所有のグループ会社間の合併について、裁判所の承認を必要としない合併手続きが規定されています。このような合併には、持株会社と1社以上の完全子会社間に、持株会社を合併(存続)会社とする垂直合併や、2社以上の完全子会社間に、そのうちの1社を合併(存続)会社とする水平合併などの形態があります。

COの下で、適格合併が完了すると、被合併会社の株式は消却され、各被合併会社は消滅し、その事業上の権利や義務は、合併会社に引き継がれます。

## 裁判所の承認を必要としない合併又は適格合併に関する税法

税法における「適格合併(Qualifying amalgamation)」という用語は、会社登録官がCOのセクション684(3)に基づいて合併証明書を発行した、同法のセクション680又は681に基づくグループ内の会社間の合併を指すと定義されています。

### 一般条項

税法に含まれる一般条項には次の規定があります。

- (i) 合併会社は、内国歳入法(以下、「IRO」)の下で各被合併会社が負う全ての義務や債務を履行する必要がある。
- (ii) IROに基づく各被合併会社の全ての権利等を合併会社は享受することができる。
- (iii) 合併会社が各被合併会社の消滅年度の税務申告を行う必要がある。
- (iv) 合併会社は適格合併に関して合併会社及び各被合併会社に適用されるIROのスケジュール17Jに基づく特別な税務上の取扱いの選択が可能である。

### スケジュール17Jに基づく特別な税務上の取扱い

この特別な税務上の取扱いにおいては、基本的には承継アプローチが採用され、合併により被合併会社の事業が停止したと見なすのではなく、合併会社に引き継がれたと見なされます。言い換えると、被合併会社の事業は消滅せず、合併会社に引き継がれたと見なされます。そのため、特定の限定的な例外を除き、被合併会社は、合併会社へ事業資産を譲渡又は売却したとは取り扱われず、被合併会社に合併に関する課税は発生しません。

これに応じて、合併会社は、被合併会社から引き継がれた事業資産に関する税金費用も引き継いだと見なされます。その結果、合併会社は、被合併会社が当該資産を所有していた場合と同様に、税務申告上、被合併会社から引き継がれた事業資産に関する税金費用を計上することができます。



この特別な税務上の取扱いを適用するため、当該合併会社は、合併日から1カ月以内、又は内国歳入局長官(以下、「CIR」)が許可する追加期間内に、書面による取り消し不能の選択を行う必要があります。特別な税務上の取扱いの主な規定は以下のとおりです。

- ▶ **売買目的株式の承継:**被合併会社から引き継いだ売買目的株式が、合併後も、合併会社が行う事業の売買目的株式として使用される場合、当該合併会社は、当該売買目的株式の取得原価を、合併直前の当該被合併会社の財務諸表に反映されていた帳簿価額に基づいて計上することができます<sup>3</sup>。この内容は、2021年6月11日以前に発生した適格合併に適用される査定慣行とは異なるものです。当該査定慣行の下では、被合併会社は、合併の日に売買目的株式を公正市場価格で譲渡したと見なされ、査定対象となっています。
- ▶ **資本性資産の承継:**合併会社は、承継された資本性資産に関する損金算入や年次減価償却額を引き続き適用することができます。したがって、合併後、合併会社が当該資本性資産を売却する場合、当該売却に伴う税務上の調整又はクローバックは、被合併会社及び合併会社が過去に適用した損金算入及び年次減価償却額の総額に基づいて計算されます。
- ▶ **合併に伴う資産の組替:**被合併会社の収益勘定で保有されていた資産が、合併時に、合併会社の資本勘定で保有されることとなった場合、被合併会社は、税務上、合併時の公開市場価格で当該資産を合併会社へ売却したと見なされます。当該みなし譲渡に伴う利益は、合併時までの最終査定年度において、被合併会社の事業所得税の課税対象となります。

逆に、当該合併会社は、当該資本性資産を合併時の公開市場価格で取得したと見なされ、当該資産に関する損金算入又は減価償却を行います。

被合併会社の資本勘定で保有されていた資産が、合併会社の収益勘定で保有されるようになった場合には、合併時の公開市場価格を当該資産の取得原価とし、将来売却した場合の課税所得を計算します。

逆に、被合併会社は、当該資産に関する課税対象額又は減価償却額を計算するため、当該資産を合併時の公開市場価格で売却したと見なします。

- ▶ **その他:**また、適格合併における他の側面に関する税務上の取扱いについても規定されています。被合併会社(以下、「第1の会社」)が別の被合併会社(以下、「第2の会社」)の株式を保有し、合併により、第2の会社の株式が消却された場合、第1の会社は、第2の会社の株式を第1の会社における取得原価に相当する金額で売却したと見なされます。さらに、第1の会社が第2の会社の株式の取得のために資金を借り入れ、当該株式を資本的資産として保有し、その借入金から生じた負債が合併会社に移転し、当該合併会社の負債となった場合、当該合併会社が合併日以降に負担した当該負債に関する利息やその他の借入費用は、損金算入できません。

---

3. ただし、当該取扱いは、(1)合併会社の財務会計において、売買目的株式を合併日の公正市場価格で測定するという「取得法(acquisition method)」で会計処理されている場合や、(2)当該合併会社が当該売買目的株式を売買目的株式として使用していない場合には、適用されません。(1)又は(2)のいずれかが適用される場合、当該売買目的株式は税務上、公正市場価格で売却及び獲得されたものと見なされます。

その他には、貸倒損失や認定退職金制度への拠出金など、過去に被合併会社に認められていた支出が、合併後、合併会社が回収又は還付された場合の規定があります。このような回収や還付は、合併会社の取引収益として課税されます。

- ・ **合併前に生じた被合併会社の税務上の欠損金の活用**: 次の要件を満たせば、合併前に生じた被合併会社の欠損金を合併会社の課税対象所得と相殺することが認められます。

(1) **適格関係発生後要件**: 合併前に発生した欠損金は、合併会社と被合併会社が適格関係(すなわち、両者が同じ会社の完全所有子会社であるか、一方が他方の完全所有子会社である関係)となった後に発生したものでなければならない

(2) **同一事業要件**: 合併前に発生した欠損金は、合併会社が被合併会社から引き継いだ同一事業の利益とのみ相殺できる

DIPN 63には、合併会社が合併後、被合併会社の旧事業を変更又は拡大した場合でも、合併会社が被合併会社の「同一事業」を継承したと見なされるかどうかについての新たな設例が含まれています。「同一事業」の要件を満たすかどうかは、合併前に生じた被合併会社の税務上の欠損金を合併後に利用できるかどうかを決定する上で極めて重要となります。

新たな設例とEYの所見については、このタックスアラートの別添をご参照ください。

- ・ **合併前に合併会社で生じた税務上の欠損金の活用**: 次の要件を満たせば、合併前に合併会社で生じた欠損金は、被合併会社から引き継いだ事業の課税対象所得と相殺することが認められます。

(a) **適格関係発生後要件**: 同上

(b) **財源要件**: 合併会社が、合併以外の方法で被合併会社の事業を買収するための財源が十分にある(関連会社からの借入金を除く)

(c) **事業継続要件**: 合併会社が、適格欠損金が発生してから合併時まで当該事業を継続している(適格欠損金とは、上記の適格関係発生後要件を満たした後に発生した欠損金である)

- ・ **特定の租税回避防止規定**: 上記の要件に加え、合併前に生じた欠損金を合併後に相殺するためには、被合併会社又は合併会社のいずれで生じたかにかかわらず、次のことをCIRに証明する必要があります。

(a) 合併を行う商業上の正当な理由がある

(b) 租税回避は、合併を行う主目的ではなく、また主目的の一つでもない

2021年6月11日以前に発生した適格合併に対し適用していた暫定的な査定実務慣行では、合併前に生じた被合併会社の欠損金の利用に関する適格関係発生後要件や、上記の特定の租税回避防止規定は明確に示されていません。

## EYの所見

上記全ての要件が満たされない場合、(i)合併前に被合併会社で生じた欠損金は合併により消滅し、(ii)合併前に合併会社で生じた欠損金は、当該合併会社の事業から得られた利益、又は被合併会社から引き継がれないパートナーシップの課税所得のみ相殺できます。

特別な税務上の取扱いに基づく、合併前に生じた欠損金を合併後に利用するための厳しい制限は、他のグループ会社で生じた欠損金の利用による、税務上の利益獲得を目的とした合併を防ぐことが目的です。税収に大きな影響を与えるため、現段階において、香港政府は、連結欠損金に関するいかなる優遇措置も導入しない方針です。

スケジュール17Jに基づく特別な税務上の取扱いの概要は、DIPN 63の別添2に記載されています。

## 特定資産の売却を伴わない譲渡又は承継

IROでは、特定の固定資産取得を伴う資本的支出について、損金算入又は減価償却の控除が認められています。当該資産が後日売却された場合、一定の要件を前提に、その売却収益は事実上、取引収益と見なされます。このように、過去に認められた損金算入又は減価償却の控除はクローバックされます。

ごく一部の状況を除き<sup>4</sup>、これまでIROには、資産の売却を伴わない譲渡又は承継に関する規定がありませんでした。特別な規定がない限り、過去に損金算入又は減価償却の控除が認められた資本的支出をクローバックすることはできません。

本法では、2つの特定事象を除き、他の全ての状況において、特定資産<sup>5</sup>の売却を伴わない譲渡又は承継は、税務上、譲渡人から譲受人への公開市場価格(特定資産の当初取得原価を上限とする)による資産売却と見なされることが規定されています。当該みなし規定が適用されない2つの特定事象は次のとおりです。

- (i) 関係者の死亡に伴う特定資産の移転又は承継
- (ii) 上記の特別な税務上の取扱いの選択による適格合併

## EYの所見

上記のみなし規定は、おそらく以下2つの状況に適用されると考えられます。

- (i) 土地賃貸借の期間満了時にあたり、当該土地の上に建っている建物・構築物とそれに付随する設備や機械を借手から貸手に譲渡又は承継する場合
- (ii) 外国法に基づく2社以上の外国企業の香港支店の合併に伴う特定資産の譲渡・承継

ただし、当該みなし規定を上記2つの状況に適用することが立法上の意図であるかどうかは明確ではありません。

合併前に生じた欠損金の合併後の利用を含め、適格合併に関わる多くの問題は複雑です。CO又は外国法に基づく合併を検討している場合、関連する問題についてCIRによる事前裁定を得ることができるかどうかを含め、必要に応じ、ご担当の税務専門家にご相談ください。

4. IROには、環境対応車(セクション16J(5B))や機械・設備(セクション38(4)及び39D(4))の売却を伴わない事業停止を扱う規定があります。これらの規定では、CIRは当該資産の公開市場価値をみなし売却収入とする権限を与えられています。

5. 特定資産とは、機械・設備や研究開発活動により生み出された権利、特許権やノウハウに関する権利、特定の知的財産権、所定の固定資産、環境保護施設、商業用の建物や構造物、工業用の建物や構造物などを指します。

## 別添 - 「同一事業」要件に関する新たな設例(DIPN 63の設例11)

DIPN 63の設例11を次のボックスに掲載しています。

香港で設立されたJ1社とJ2社は、ある持株会社の完全子会社でした。J1社はセントラルで和食店(レストラン1)を経営していました。J2社はワンチャイでイタリアンレストランを所有して経営していました。J1社は損失を出していました。J1社とJ2社はCOのセクション681に従って合併し、J2社が合併会社となりました。J2社は合併の直後に、商号を変えずにレストラン1を和食とイタリア料理両方提供する形に改装しました。料理の変化を除けば、レストラン1の営業形態に大きな変化はありません。

営業形態自体には大きな変化がなかったことから、「同一事業テスト」を満たすと認められます。レストラン1は、料理の変化だけでは、異なる事業運営を行っているとは見なされません。

## EYの所見

(i) J1社には合併前に生じた税務上の欠損金(500万香港ドル)があり、(ii)合併直後、(a) J2社はセントラルのレストラン1(和食・イタリアン両方提供)の運営から200万ドルの課税利益を得て、さらに、(b)上記のワンチャイのイタリアンレストランから400万ドルの課税利益を得たとします。

完全に議論の余地がないわけではありませんが、合併後、合併会社であるJ2社は、J1社が合併前に生じた税務上の欠損金(500万香港ドル)を、セントラルで運営するレストラン1から得られた200万ドルの課税利益と相殺できると考えられます。

これは、レストラン1から得られた200万香港ドルの課税利益を和食部門とイタリアン部門に分割し、合併前に生じた税務上の欠損金を和食部門に限定して相殺するという取扱いが、実質的に不可能、又は不必要と考えられるからです。IRDは、J2社が合併後に旧J1社の事業を変更又は拡大したとしても、合併前後のレストラン1で行われている事業が同一であると判断するため、このような税務上の取扱いは正当化されるものと考えられます。

しかし、合併前に生じたJ1社の税務上の欠損金(500万香港ドル)を、J2社が合併後にワンチャイのイタリアンレストランから得た400万香港ドルの課税利益と相殺することはできないでしょう。特に、合併後、ワンチャイのイタリアンレストランが、セントラルのレストラン1と異なる商号で運営されている場合は相殺することができないと考えられます。

## Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services		
<b>Wilson Cheng</b> Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com				<b>Paul Ho</b> Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com		
<b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b>				<b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b>		
<b>Hong Kong Tax Services</b>				<b>Hong Kong Tax Services</b>		
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com	
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com		Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com	
Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com			<b>Customer Tax Operations and Reporting Services</b>		
Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com				Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com		
<b>China Tax Services</b>				<b>US Tax Services</b>		
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com		Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com	
Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com				<b>International Tax and Transaction Services</b>		
<b>Payroll Operate</b>		<b>Accounting Compliance and Reporting</b>				
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com		Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Stuart Cioccarelli +852 2675 2896 stuart.cioccarelli@hk.ey.com	
<b>International Tax and Transaction Services</b>						
<b>International Tax Services</b>		<b>Transfer Pricing Services</b>				
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com	Sangeeth Aiyappa +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com	
				Maggie To +852 3752 4779 maggie.to@hk.ey.com	Ruairi Lamb +852 2846 9070 ruairi.lamb@hk.ey.com	
<b>Transaction Tax Services</b>						
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Qiannan Lu +852 2675 2922 qiannan.lu@hk.ey.com	Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com	
<b>People Advisory Services</b>						
Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Mary Chua +852 2849 9448 mary.chua@hk.ey.com	Christina Li +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com	
<b>Asia-Pacific Tax Centre</b>						
<b>Tax Technology and Transformation Services</b>		<b>International Tax and Transaction Services</b>			<b>Indirect tax</b>	
Agnes Fok +852 2629 3709 agnes.fok@hk.ey.com		<b>US Tax Desk</b>			Shubhendu Misra +852 2232 6578 shubhendu.misra@hk.ey.com	
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com		Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com	Peggy Lok +852 2629 3866 peggy.lok@hk.ey.com		Andy Winthrop +852 2629 3556 andy.p.winthrop@hk.ey.com	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		Winona Zhao +852 2515 4148 winona.zhao1@hk.ey.com			<b>Tax and Finance Operate</b>	
		<b>Operating Model Effectiveness</b>			Tracey Kuuskoski +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com	
		Alice Chung +852 3758 5902 alice.chung@hk.ey.com	Edvard Rinck +852 9736 3038 edvard.rinck@hk.ey.com			

**EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.**

**Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.**

**Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.**

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](http://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

**About EY's Tax services**

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2023 Ernst & Young Tax Services Limited.  
All Rights Reserved.

02128-226Jpn ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](http://ey.com/china)



Follow us on WeChat  
Scan the QR code and stay up-to-date  
with the latest EY news.